

平成30年度事業報告書

I エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業

1 健康管理費用の支給

エイズ発症前の血液製剤によるHIV感染者で、免疫能力が低下している者に対し、日常生活の中での発症予防のため、健康管理費用の支給を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）への委託事業として実施した。本事業は、国の補助金による。

	平成30年度	前年度	増△減
実対象者数	496件	509件	△13件
新規認定者数	(0件)	(1件)	(△1件)
支給額	280,062,400円	283,700,200円	△3,637,800円

※ ① 実対象者数とは、年度内で支給対象となった者の実人数

② 新規対象者数は、実対象者数の内数

2 調査研究事業

血液製剤由来HIV感染者で、免疫能力が低下している対象者から、健康状態及び日常生活さらには服薬状況などに関する情報等を収集し、免疫能力が低下している状態の感染者の発症予防、健康管理に資するため、研究班による調査研究事業を平成5年度から継続的に実施している。本事業は、国の補助金による。

第1回班会議の開催 平成30年6月11日

第2回班会議の開催 平成31年1月31日

[実施の経過]

血液製剤によるHIV感染者において、健康状態（治療を含む）と生活状況の現状と推移を明らかにする。1) 健康状態（治療を含む）としては、CD4値、HIV-RNA量、肝炎の状況、抗HIV薬とその副作用の状況などである。2) 生活状況としては、住居、就業、日常生活への影響などである。

[結果の概要]

平成29年度事業対象者は507人であった。

1) 健康状態の現状：CD4値、HIV-RNA量、肝炎の状況、抗HIV薬の併用の状況を観察した。

CD4値は200/μl未満が6%、200~350未満が14%、350~500未満が28%、500以上が52%であった。HIV-RNA量は検出せずが65%と50未満が30%であり、10,000以上は1%であった。27・28年度の結果と比べて、CD4値は350以上の割合が、HIV-RNA量は検出せずの割合が高い傾向であった。肝炎の状況は、肝がんが4%、肝硬変が12%、慢性肝炎が43%、いずれもなしが41%であった。27・28年度の結果と比べて、いずれもなしの割合が高い傾向であった。抗HIV薬の併用では、併用区分として、「NRTI2剤+INSTI」（核酸系逆転写酵素阻害剤2剤+インテグラーゼ阻害薬）が59%、「その他（INSTI含む）」（「NRTI2剤+INSTI」

以外でインテグラーゼ阻害薬を含む組み合わせ)が17%と大きかった。「NRTI2 剤+PI1・2 剤」(NRTI2 剤+プロテアーゼ阻害剤1 剤または2 剤)が7%、「NRTI2 剤+NNRTI」(NRTI2 剤+非核酸系逆転写酵素阻害剤1 剤)が9%、それ以外の投与状況が4%であった。投与なしは過去の投与歴なしが3%、過去の投与歴ありが1%であった。27・28 年度の結果と比べて、「NRTI2 剤+INSTI」の割合が上昇傾向であった。抗 HIV 薬の併用の主な組み合わせとして、薬剤の7つの組み合わせが10人以上に投与され、投与者全体の61%を占めていた。その中で、4つの組み合わせが40人以上で、いずれも「NRTI2 剤+INSTI」(3TC+ABC+RAL、3TC+ABC+DTG、TAF+FTC+RAL、TAF+FTC+DTG)であった。

以上、CD4 値と HIV-RNA 量の良い状態にある者が多かった。肝がんや肝硬変が一部の者にみられ、慢性肝炎の者が多かった。抗 HIV 薬の投与は「NRTI2 剤+INSTI」のいくつかの組み合わせに集中していた。

- 2) 生活状況の現状：就業状況、日常生活への影響、健康意識、こころの状態の状況を観察した。

就業状況は、仕事ありの割合が65%、失業・求職中の割合が16%であった。40~59 歳では、仕事ありの割合は69%で、国民生活基礎調査のそれ93%よりも著しく低かった。日常生活への影響は、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」に対して、回答が「ある」の割合は72%であった。40~59 歳では、同割合は74%で、国民生活基礎調査のそれ9%に比べて著しく高かった。健康意識は、「現在の健康状態はいかがですか」に対して、回答が「あまりよくない」と「よくない」の割合は34%であった。40~59 歳では、同割合は37%で、国民生活基礎調査のそれ11%に比べて著しく高かった。こころの状態は、K6(うつ病・不安障害等のスクリーニング尺度)であり、その得点が15点以上を重い問題の可能性ありと判定する。15点以上の割合は13%であった。40~59 歳では、同割合は14%で、国民生活基礎調査のそれ3%に比べて著しく高かった。

以上、失業・求職中の者がかなりみられた。日常生活への影響ありや健康意識のあまりよくない者が多く、また、こころの状態に重い問題の可能性のある者もみられた。生活状況に大きな課題があることが示唆された。

- 3) 健康状態の推移：平成9 年度第1 期当初の事業対象者605 人において、エイズ発症・死亡、および、CD4 値、HIV-RNA 量、抗 HIV 薬の併用区分の推移を観察した。

エイズ発症・死亡の状況では、エイズ発症よりも死亡が多く、平成9~29 年度でエイズ発症が66 人と死亡が166 人、合計232 人であった。29 年度はエイズ発症が6 人とやや多かった。エイズ発症と死亡の合計人数をみると、年間平均が9~22 年度の13.3 人に対し、23~29 年度で6.6 人と減少傾向であった。CD4 値では、350 μ l 以上の割合は、エイズ未発症の生存者では、9~13 年度まで上昇し、その後ほぼ横ばいが続いたが、20 年度頃から上昇傾向となった。エイズ発症・死亡者を最悪値とみて観察対象に含めると、14~17 年度に低下傾向、その後ほぼ横ばい、最近に若干の上昇傾向であった。HIV-RNA 量では、400 未満の割合は、9 年度第1 期から急激に上昇し、その後も上昇傾向を継続し、最近のエイズ未発症の生存者では98%程度であった。抗 HIV 薬の併用区分では、「NRTI2 剤+PI 1・2 剤」の割合は11 年度まで急激に上昇し、その後に低下と上昇を経て、最近、低下傾向であった。「NRTI2 剤+NNRTI」の割合は15 年度まで急激に上昇したが、その後にほぼ横ばいが続き、最近は低下傾向であった。20 年度から「NRTI2 剤+INSTI」の急激な増加が開始し、29 年度には投与者全体の60%程度となった。「その他 (INSTI 含む)」も20%程度であった。

以上、抗 HIV 薬の併用区分は「NRTI2 剤+PI1・2 剤」や「NRTI2 剤+NNRTI」から「NRTI2

剤+INSTI」へ変わってきている。最近、エイズ発症・死亡の減少、HIV-RNA 量と CD4 値の改善がより進みつつある傾向である。最新の知見に基づく適切な治療がさらに推進されるとともに、CD4 値と HIV-RNA 量の一層の改善を望みたい。

II 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業

エイズの発症に伴う健康管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図るため、健康管理手当の支給を機構への委託事業として実施した。本事業は原因製薬会社からの拠出金（全体の6割）と国の補助金（4割）による。

	平成 30 年度	前年度	増△減
実対象者数	120 件	119 件	1 件
新規認定者数	(2 件)	(8 件)	(△6 件)
支給額	213, 450, 000 円	209, 700, 000 円	3, 750, 000 円

- ※ ① 実対象者数とは、年度内で支給対象となった者の実人数
 ② 新規対象者数は、実対象者数の内数

III 血液製剤によるエイズ患者遺族等相談事業

血液製剤による HIV 感染により子や夫等をなくした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るため、遺族等に対して遺族等相談事業、研修事業、遺族等相談会等事業、遺族等支援サポートネットワークの構築及び遺族等の健康相談・健康支援事業を HIV 感染被害者・遺族等の 2 団体（東京：社会福祉法人はばたき福祉事業団、大阪：特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権）に委託して実施している。本事業は、国の補助金による。

1 遺族等相談事業

相談事業の種類は、電話相談、個別面接相談、訪問相談とする。

被害者の遺族による相談員や臨床心理士などの専門家相談員が患者、遺族等からの電話、手紙、メールなどによる相談への対応や面談を実施。

(1) 電話相談

電話相談は、東京、大阪及びその他の地区に設置した相談事業所において、相談員又は専門相談員が遺族等の電話やメール等の相談に応じる。

- ① 東京：相談員等による電話相談窓口を開設し、HIV 感染者・家族・遺族等からの電話による相談を相談員等・専門家相談員が受けた。電話相談は本部・支部共に一般電話で対応しているが、本部は被害者専用フリーダイヤル及び一般用、北海道支部は一般用フリーダイヤル（北海道地区限定）の相談電話を引いて対応もしている。
- ② 大阪：毎週月曜日から金曜日まで、相談員等による相談窓口を開設し、遺族及び患者・家族等からの電話相談を行った。また、電話相談時間以外（夜間など）にも相談員が自宅や携帯電話を受ける場合があった。

相談内容によって、専門家相談員等への紹介・引き継ぎを行なった。さらに医療機関・自治体等の関係機関への照会などを行なった。

(2) 個別面接相談

個別面接相談は、相談事務所において、相談員又は専門家相談員が相談事務所を訪れた遺族等の相談に応じる。

東京：事務所相談室（相談室 1 及び相談室 2、各支部相談室）で、相談員・専門家相談員等による患者・家族・遺族等の面接相談を行った。被害者の状況が深刻化しているため、直接相談を希望する人が増えてきている。

相談内容としては、施設利用、障害年金の支給停止が目立った。

(3) 訪問相談

訪問相談は、必要に応じて相談員又は専門家相談員が相談を希望する遺族等の自宅等を訪問して相談に応じる。

① 東京：遺族・患者・家族などからの要請によって、相談者の自宅もしくは入院中の病院、相談者の希望する場所に、相談員等が出向き相談を受けた。また、訪問看護師による健康訪問相談を毎月 1 回、11 名の患者に対して行い、患者の医療や生活相談を受けるとともに、親の介護相談にもつながり、相談の幅が広がった。被害者の生活全体の理解を得ることで、より深まった相談につながっている。

② 大阪：遺族・遺族・患者・家族などからの要請等によって、クライアントの自宅や入院先、最寄りの地域に相談員が訪問し相談を受けた。必要と思われる相談内容の際には、専門家相談員と共に訪問するなど、継続的な対応（訪問、電話等）を行なった。また遺族相談会・交流会などで専門家相談員や弁護士が個別に相談を受けた。

[東京]

遺族等相談事業	電話相談	個別面接相談	訪問相談
件数(件)	1,997 件	242 日	192 件

[大阪]

遺族等相談事業	電話相談	個別面接相談	訪問相談
件数(件)	377 件	241 日	38 件

2 研修会事業

相談員及びその候補者並びに地方の遺族等相談員に対し、相談事業に必要な基本的事項を習得させるため、専門の講師又は専門家相談員による研修会を開催。

① 東京：相談事業をより充実させそして円滑に目的を遂行するため、相談員等が、事業団運営や相談事業について研鑽し、質的向上と企画設計能力をつける研修会を行った。また、社会福祉法人として公的仕事に従事することから、社会福祉法人としての相談事業の取り組みについて研修を行った。

② 大阪：相談員（遺族担当、患者・家族担当）の知識のアップデートや、資質の向上を図るため研修会を開催した。相談員全体研修では、相談員として遵守すべき事項を確認し、日々の相談員活動に活かすための研修を行なった。

その他、日本エイズ学会に参加し最新情報を収集することに努めた。

[東京]

研修事業	研修会
開催数(回)	6回

[大阪]

研修事業	研修会
開催数(回)	4回

3 遺族等相談会等事業

各地方に居住する遺族等が一同に会し、相談員及び専門家相談員による相談を行うとともに、遺族相互の交流を行うため、遺族等相談会を開催。

(1) 地方相談会

- ① 東京：各地域の実情にあった医療講演会・相談会を行った。また、原告団総会などに地元の被害者の相談会も実施した。
- ② 大阪：遠方で開催の遺族相談会に参加できない遺族を対象に、各地域での交流会を実施した。今年度は、患者の治療に必要な最新情報等を専門家の講演等を通じて学んでもらう機会や、また心身の悩みを相談できる場を提供することを目的に地方ごとに相談会を開催した。また、昨年度に引き続き拡大交流会を実施し、交流会の充実を図っているところである。

(2) 遺族相談会

遺族相談会は、東京・大阪の遺族相談員が遺族交流の意味を含めて合同で企画・開催している。

- ① 東京：遺族相談会の企画にあたっては、小人数のグループに分かれての話し合いを中心に、遺族同士が他で話せない事も気兼ねなく話すことが出来るように十分に配慮し実施している。参加遺族の高齢化に伴い、安心と安全がこれまで以上に求められるようになったため、行事保険の加入や緊急時の対応など細心の注意を払っている。担当相談員の高齢化や費用負担も考え、年1回の開催とし、はばたき主催の場合は東京または大阪を開催地とすることになっている。
- ② 大阪：遺族相談会を1回開催した。これは遺族の交流のために東京と大阪が合同で開催している（平成28年度より年1回の開催）。参加者は遺族と弁護士と専門家相談員（心理カウンセラー等）で、個別相談は弁護士と専門家相談員が担当している。遺族相談会では、小人数のグループに分かれて気兼ねなく話し合いができる場を設けている。参加される方に「来て良かった」と思ってもらえるような内容・企画を検討し、交流会当日は参加者への気配りを心がけている。

日 時：2018年7月1日（日）

場 所：静岡県浜松市 グランドホテル浜松

参加者：34名（うち遺族18名、相談員7名、専門家6名、弁護士2名、講師1名）

講演では、血友病の歴史を振り返りながら、ご自身の思いなどを交え、勤務されていた静岡県立こども病院の事例や、HIV感染告知の問題、血友病患者にとって大切なこと、保因者に対して気をつけることなど種々話されました。質疑も活発に行われ、医師の言葉を直接伺うことができた良い機会となり好評だった。

講演終了後は5グループに分かれ、各グループが講演の感想や、近況など様々語り合った。「ここでしか語れない」「仲間に会えることが出来る」大切な場、心の拠り所の場になった。

(3) 遺族等相互支援事業

- ① 東京：遺族が発起人となり、相互に社会貢献的な作業等を実施する。そのための交通費・作業等への謝金を支給。遺族相談会に参加しない人たちの把握や連絡・参加につなげる。

・「おうかがい」

遺族の健康や生活状態を継続的に把握するために、8月にアンケート調査「おうかがい」を送付。216名に送付し、87名から返信があった。緊急を要するものは、ケースカンファレンスで検討し、対応した。

・「誓いの碑」見学：11月15日

誓いの碑の見学を行い、その後、安原幸彦弁護士を講師に迎えて「HIV訴訟が後の訴訟に残したもの・・・ハンセン病訴訟を例に」というテーマで、薬害エイズ裁判の経緯を振り返りながら、この裁判がのちに提起されたハンセン病訴訟を勝利に導く原動力になったかについて勉強した。勉強会終了後、ACCに移動して、外来に設置された東京訴訟全原告の原告番号が刻まれたモニュメント「命の樹」を見学した。また、前日に行われたメモリアルコンサートにも参加した。

・りんご発送

青森在住の遺族が育てたリンゴを全国の遺族210名におくった。お互いに励まし合い、そして自然の恵みであるリンゴを分かち合いたいという、遺族の気持ちを伝えた。発送作業も遺族有志の手によって行った。

発送日：12月6日、5名参加

② 大阪：

・地域交流会（絆の会）

第1回

日時：2018年9月9日（日）

場所：宮城県仙台市太白区秋保町 ホテルクレセント

参加者：11名（うち遺族6名、相談員5名）

内容：関東・東北地域交流会

・それぞれ近況を報告。仕事のことや体調の不安など、様々語り合い励まし合う集いとなった。

第2回

日時：2019年3月10日（日）

場所：滋賀県彦根市 彦根グランドデュークホテル

参加者：18名（うち遺族13名、相談員5名）

内容：近畿・中国・四国地域交流会

・初参加の方がおられ、一人一人自己紹介をし、近況を報告しあった。自身の病気のことや、旅行の話など多岐にわたり語り合うことが出来た。

・遺族自主的活動相互支援交流会

第1回＜近畿地域交流会（ゆうゆうの里見学会）＞

日時：2018年5月20日（日）12：00～15：00

場所：京都ゆうゆうの里 和室

参加者：10名

第2回＜近畿地域交流会（老後を考える会）＞

日時：2018年6月3日（日）11：30～15：00

場所：新大阪東口ステーションビル 403号室

参加者：13名

第3回＜講演・交流会「可能性の扉を開けて」＞

日 時：2018年11月5日(月) 10:00-13:00

場 所：アピカルイン京都

参加者：遺族 23名

第4回<音楽会(ミニコンサートとコーラスを楽しみましょう)>

日 時：2019年1月20日(日) 12:00-16:00

場 所：ホテル新大阪 琥珀の間

参加者：遺族 15名

第5回<音楽会(フォレスタコンサート)>

日 時：2019年2月11日(月) 12:00-17:00

場 所：大阪フェスティバルホールホール

参加者：遺族 9名

第6回 交流会

日 時：2018年3月23日(土) 11:00-12:00

場 所：東京都、TKP カンファレンスセンター 211 会議室

参加者：遺族 14名

◎<日々の生活状況・問題点についてのおたずね>(聞き取り調査) >

電話などによる聞き取り調査を95名実施

[東京]

相談会事業	地方相談会	遺族相談会	遺族相互の支援活動の実施
開催数(回)	8回	1回	3回

[大阪]

相談会事業	地方相談会	遺族相談会	遺族相互の支援活動の実施
開催数(回)	14回	1回	6回

4 遺族等支援サポートネットワークの構築

相談員、専門家相談員及び地方の遺族等相談員は、遺族等の居住地を中心とした関係機関との連携組織化による支援体制(遺族等支援サポートネットワーク)の段階的構築を図り、高齢化によってピアカウンセリング等への参加が困難となった者や支援機関等に対して信頼を形成できず専門的なケアを拒否している者等への支援体制を整える。

- ① 東京： 北海道支部では、北海道からの委託事業として、患者家族支援事業、医療者ネットワーク事業、エイズ情報収集提供事業を実施した。また、HIV検査・相談室「サークルさっぽろ」の運営に関連して、検査相談のスキルアップのための研修会も行った。

- ・サークルさっぽろスタッフ勉強会開催日：6月19日
- ・HIV検査・相談担当者研修会開催日：6月30日
- ・北海道被害者支援担当者連絡会開催日：9月5日
- ・HIV派遣カウンセラー事例検討会開催日：11月2日、3月6日
- ・第9回北海道HIV情報交換会開催日：2月2日

次代の医療福祉を担う学生や被害者の救済医療に取り組むブロック拠点病院のスタ

ップ、被告企業の職員を対象に、薬害エイズ事件や被害者の現状などを伝える講演会も積極的に行った。和解から23年が経過したが、最近の医療者や厚生労働省の職員は感染被害当時を知らない世代が増えており、薬害エイズ裁判の和解が基になって確立されたHIV医療体制の根幹を揺るがすような発言もみられる。このような講演会を通して、被害の原点や裁判の和解の精神を伝え、被害を風化させないことは非常に意義深いことである。

- ・学生対象

 - 5月29日新潟大学医学部

 - 1月11日長野県立看護大学

- ・ブロック拠点病院対象

 - 6月12日名古屋医療センター

 - 10月10日九州医療センター

- ・企業対象

 - 3月29日化学及血清療法研究所・KMバイオロジクス

ACC 通院患者を中心に、患者活動が活発化している。リハ検診で患者同士の横のつながりが生まれ、患者会での交流がそれを後押しし、患者主体の勉強会も行われるようになった。特に、裁判当時は未成年であった若い世代の患者からは、当時の被害実態や訴訟前の患者会活動、裁判での闘い等について学びたいという声が多く、勉強会の開催に至った。

5 遺族等の健康相談・健康支援事業

(1) 遺族等のPTSD等健康問題に対して適切な医療サービスが受けられるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療研究開発センター(ACC)及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター等(以下「医療機関等」という。)に相談窓口を設置する。

(2) 遺族等に対する健康診断は、遺族等への支援体制が整っている医療機関において実施する。

① 東京：遺族健康診断は、東京はACC、大阪は国立病院機構大阪医療センターが健診の実施を受け持ち、はばたき福祉事業団(東京)・MERS(大阪)が窓口となり、それぞれの実施方法で健診希望者を募り、フォローを行った。

はばたき福祉事業団は、遺族・相談員・専門家相談員・ACC担当者との具体的連携をとり、事前訪問相談により希望検査を実施した。参加者からは、相談員の丁寧なフォローと健診結果を説明する医師の対応が良いと好評だった。一方で、高齢や体調悪化のため地元医療機関で治療を受けていることを理由に希望しない方も増えてきた。

健康診断受診者：7名

電話相談のみ：1名

② 大阪：遺族健康相談事業としては、国立病院機構大阪医療センターに健康相談窓口として毎週火曜・金曜日に設置しているほか、昨年度に引き続きHIV遺族健診事業を実施した。

健診受信者数 25名

健診訪問件数 13件

IV ヤコブ病サポートネットワーク事業

この事業は、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により家族等を亡くした遺族等（ヒト乾燥硬膜によるクロイツフェルト・ヤコブ病患者を介護する家族等であって、サポートネットワーク事業に馴染む者を含む。）に対して必要な生活支援相談事業等を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図ることを目的として実施する。

1 生活支援相談事業

東京に本部を設置し、合計 8 名の相談員を週 5 日程度配置して、電話・Eメール・ホームページ掲示板および面接によりヤコブ病患者家族・遺族等からの相談に応じるとともに、闘病中のヤコブ病患者家族および遺族等を病院・自宅等に訪問するなどして、患者家族・遺族等からの相談に応じてきた。相談内容によっては、専門家相談員や弁護士に繋いだり、関係機関（CJD 専門医・医療機関・厚生労働省・難病相談支援センターなど）に問い合わせなどを行い、各種相談に応じた。昨年に続き、薬害ヤコブ病の新たな被害者家族から相談が寄せられ、患者家族を訪問するなどして、面接相談にも応じてきた。

今年度、会報『ヤコブ・ネット NEWS』は 1 回（2019.3 No. 37）発行し、患者家族・遺族、賛助会員、CJD 専門医、全国の関係行政・医療機関、保健所、難病相談支援センター等、約 1300 ヶ所に情報を提供した。さらに、薬害ヤコブ病被害者家族・遺族向けには、かわら版『心はひとつ』を 2 回（2018.7.27 No. 37、2019.2.20 No.38）発行し、相談会参加者の感想や開催状況の他に、患者家族の近況等について掲載し、紙面上での交流を図った。

ホームページによる情報の提供および更新作業、掲示板を利用した相談への対応、相談事業全般の管理・運営事務作業等を行った。

2. 研修事業

平成 30 年 5 月 26 日に生活支援相談事業に関する検討及び小規模相談会開催に関する検討等を、平成 30 年 6 月 7 日に相談員グループワーク、7 月 7 日、9 月 29 日、10 月 20 日、11 月 17 日、平成 31 年 1 月 19 日に相談員グループワークと研修会を行った。

「2019 年プリオン病のサーベイランスと対策に関する全国担当者会議」（平成 31 年 2 月 8 日・東京）に相談員が出席し、ヤコブ病の最新の情報や感染対策について学んだ。

3. 相談会事業

5 回

- ・平成 30 年 5 月 12 日 出雲小規模相談会
- ・平成 30 年 6 月 7 日 東京相談会
- ・平成 30 年 9 月 29 日（土）～30 日（日） 東北小規模相談会（山形・赤湯温泉）
- ・平成 30 年 11 月 17 日 孤発患者家族相談会（大阪）
- ・平成 31 年 1 月 19 日～20 日 九州小規模相談会（大分・湯布院）

平成 30 年 5 月 12 日 出雲小規模相談会、平成 30 年 9 月 29 日～30 日（山形・赤湯温泉）、平成 31 年 1 月 19 日～20 日（大分・湯布院）の 3 回の小規模相談会、平成 30 年 11 月 17 日（大阪）の孤発患者家族相談会を開催し、ヤコブ病患者家族・遺族がそれぞれの経験を語り、思いを共有する機会を持った。

V 血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業（全血製剤又は血液成分製剤関係）

本事業は、非加熱凝固因子製剤及び輸血用血液製剤による HIV 感染者、エイズ発症者及び

その遺族に対し、医薬品副作用被害救済制度に準じた救済を行うため、昭和64年1月に創設され、HIV訴訟の和解（平成8年3月）とともに平成13年3月をもって廃止された。しかし、本事業廃止の時点で全血製剤、血液成分製剤の投与による感染者及び発症者がいたため、その者に限り支給を継続することとし、現在、日赤の血液製剤によりエイズを発症した3名の者が特別手当を受給している。本事業は、日本赤十字社の拠出金による。

	平成30年度	前年度	増△減
実対象者数	3件	3件	0件
新規認定者数	(0件)	(1件)	(△1件)
支給額	9,612,000円	9,565,200円	46,800円